

# 貯水槽水道の衛生管理

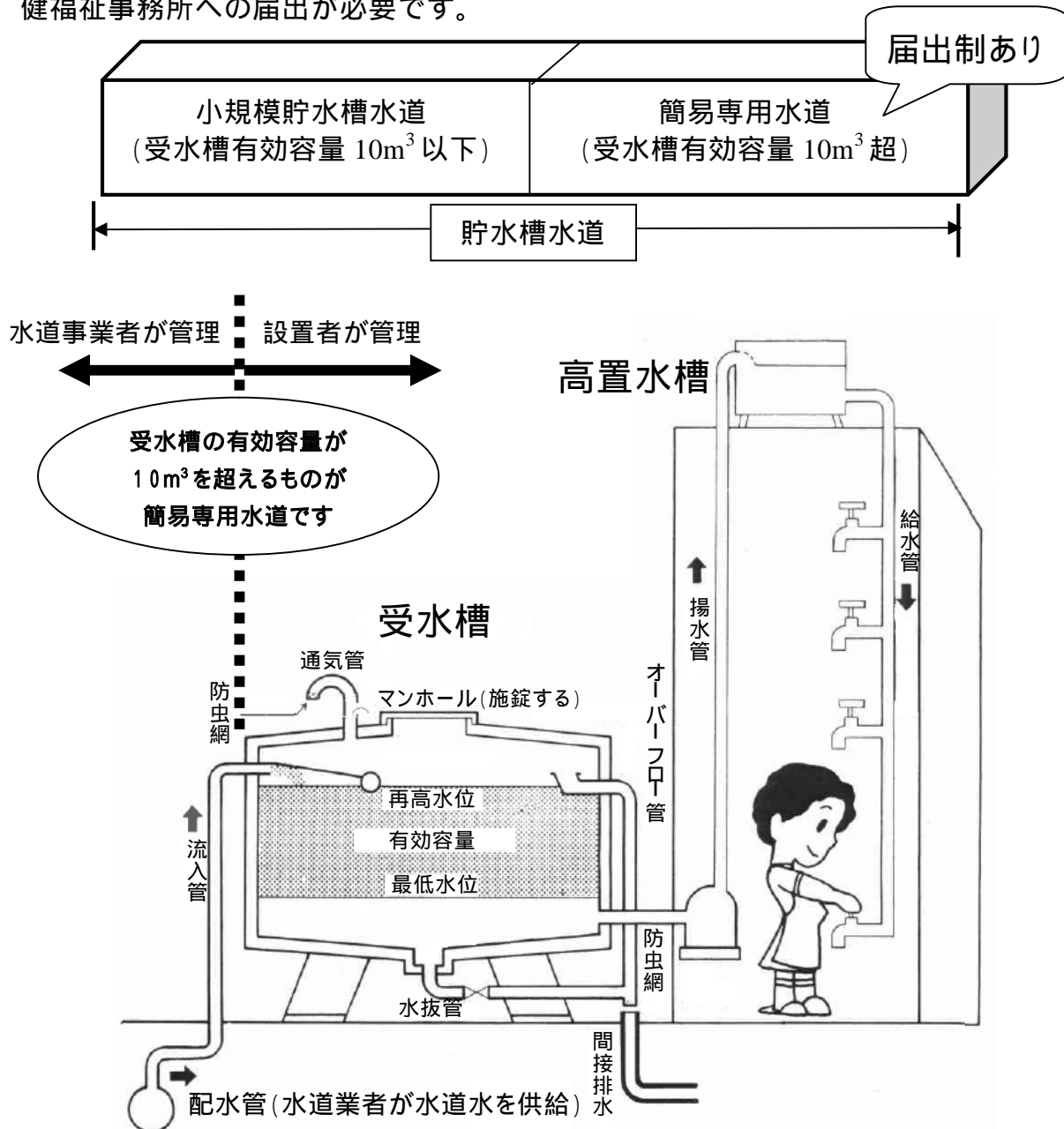
## ～ 水道水の安全を守るために～



群馬県のマスコット「くんまちゃん」

マンションや大型店舗など、受水槽を経由し、建物に水道水を供給する施設を「貯水槽水道」と言います。受水槽に入るまでの水道は水道事業者（市町村）が管理しますが、貯水槽水道は設置者（所有者）に管理する責任があります。

また、貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が $10\text{ m}^3$ を超えるものを「簡易専用水道」と言い、水道法の適用を受け、設置者には衛生管理に関する様々な義務が定められています。そのほか、県内に簡易専用水道を設置、変更、休止・廃止するときは、県内各市へ設置している場合は市保健所または市役所へ、それ以外は県保健福祉事務所への届出が必要です。



有効容量：受水槽で適正に利用されることが可能な容量。水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量。受水槽が複数ある場合はその合計とし、直接水道水を受けない高置水槽等の容量は含まれません。

## ～簡易専用水道の設置者の皆様へ～

水道水の安全を確保するため、下記の内容を遵守し、適切な管理をお願いします。



### 届出制

「施設を設置したとき」、「設置届の内容を変更したとき」、「施設を休止または廃止したとき」は、すみやかに建物の所在地を所管する保健福祉事務所または市保健所（前橋、高崎を除く市域は市役所）へ届け出てください。

### 主な管理基準

#### 水槽の掃除

1年に1回以上、掃除をしてください。掃除作業は専門的な知識が必要ですので、専門の業者で行いましょう。

#### 水槽の点検

水槽にひび割れがないか、汚水などに汚染されていないか、異物の混入がないかなどの点検を定期的に行ってください。地震が発生した後なども点検しましょう。

#### 施設検査

1年に1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で施設管理の検査を受けてください。その結果、衛生上の問題があったときは、すみやかに最寄りの保健所へ報告してください。

#### 水質検査

水道水の色、濁り、臭い、味について定期的にチェックしましょう。また、十分に消毒されているかどうかを確認するため、1週間に1回程度、残留塩素を測定しましょう。

#### 水質異常時

水道水の水質異常に気づいたときは、水質検査の実施など、すみやかに対策を講ずるとともに県保健福祉事務所または市保健所（前橋、高崎以外の市域は市役所）へ報告してください。また、水道水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知してください。

## ～小規模貯水槽水道の設置者の皆様へ～

受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下の施設も、受水槽から先の施設は設置者に管理の責任があります。

簡易専用水道に準じ、管理基準の遵守をお願いします。

## 簡易専用水道設置届

年 月 日

保健所長 様

設置者の住所

氏名  
(電話)

〔 法人又は組合にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり簡易専用水道を設置したので、群馬県貯水槽水道衛生管理要領第4第1項の規定により、届け出ます。

建物の名称						
建物の所在地						
管理者名及び連絡先 設置者と異なる場合		氏名または名称: (電話)				
用途		延べ面積				
利用者数		受水する 水道事業者名				
ビル管理法 適用の有無		受水槽の使用 開始年月日				
施設 の 概 要	受 水 槽	設置場所	1 建物の中 2 建物の外 3 その他( )			
		位置	1 地下式 2 地上式 3 その他( )			
		材質				
		有効容量(m <sup>3</sup> )				
	高 置 水 槽	設置場所	1 建物の中 2 建物の外 3 その他( )			
		位置	1 地下式 2 地上式 3 その他( )			
		材質				
		有効容量(m <sup>3</sup> )				
	その他 水槽	地下:		地上:		
	滅菌器(二次滅菌)の有無	1 有                  2 無		滅菌の方法		

建物及び給水系統の概略図を添付すること。その他水槽も有効容量を記入すること。  
 「その他水槽」とは、受水槽からの水を貯留する水槽のうち、高置水槽以外の水槽を指す。  
 本様式は県内各町村内に設置する簡易専用水道施設の設置届の様式です。  
 前橋市、高崎市に設置する場合は市保健所へ、それ以外の県内各市に設置する場合は各市役所の担当部署へご確認ください。

## 簡易専用水道変更届

年 月 日

保健所長 様

設置者の住所

氏 名

(電話)

〔 法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

簡易専用水道を次のとおり変更したので、群馬県貯水槽水道衛生管理要領第4第2項の規定により届け出ます。

1 簡易専用水道の名称

2 変更年月日

3 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

4 変更の理由

本様式は県内各町村内に設置する簡易専用水道施設の設置届の様式です。  
前橋市、高崎市に設置する場合は市保健所へ、それ以外の県内各市に設置する場合は各市役所の担当部署へご確認ください。

簡易専用水道休止（廃止）届

年 月 日

保健所長 様

設置者の住所

氏 名

(電話)

〔 法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

簡易専用水道を次のとおり 休止 したので、群馬県貯水槽水道衛生管理要領第4第3項の規定により届け出ます。  
廃止

1 簡易専用水道の名称

2 休止又は廃止した年月日

3 休止の場合はその期間

4 休止又は廃止の理由

本様式は県内各町村内に設置する簡易専用水道施設の設置届の様式です。  
前橋市、高崎市に設置する場合は市保健所へ、それ以外の県内各市に設置する場合は各市役所の担当部署へご確認ください。

簡易専用水道等の貯水槽水道の衛生管理に関するご相談は下記のとおり、県保健福祉事務所、市保健所または各市役所担当部署へお問い合わせください。

事務所名	電話番号	備考(所管する市町村または担当部署)
渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	榛東村、吉岡町
伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	玉村町
藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	上野村、神流町
富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
館林保健福祉事務所	0276-72-3230	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
前橋市保健所	027-220-5777	前橋市
高崎市保健所	027-381-6116	高崎市
桐生市役所	0277-46-1111	市民生活部環境課環境係
伊勢崎市役所	0270-27-2733	環境部環境保全課環境企画係(簡易専用水道)
	0270-30-1230	水道局給水課給水係(小規模貯水槽水道)
太田市役所	0276-47-1893	産業環境部環境政策課環境保全係
沼田市役所	0278-23-2111	市民部環境課環境係
館林市役所	0276-72-4111	環境水道部地球環境課
渋川市役所	0279-22-3733	環境課環境分析室
藤岡市役所	0274-22-1211	市民環境部環境課環境政策係
富岡市役所	0274-62-1511	経済環境部環境課環境衛生係
安中市役所	027-345-3002	上下水道部上水道工務課配給水係
みどり市役所	0277-76-0985	市民部生活環境課環境衛生係(簡易専用水道)
	0277-76-9916	都市建設部水道総務課庶務係(小規模貯水槽水道)

#### 群馬県を検査地域とする厚生労働大臣登録の簡易専用水道検査機関 (H26.4.1 現在)

登録番号	氏名又は名称	住所	電話番号
2	(一社)群馬県薬剤師会	群馬県前橋市西片貝町 5-18-36	027-223-6355
21	(一社)埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11	048-649-5115
44	(一財)上越環境科学センター	新潟県上越市下門前 1666	025-543-7664
86	平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町 2856-3	(群馬営業所) 0276-45-7252
87	日本理化サービス株式会社	愛知県名古屋市中区千種 3-20-20	052-733-3561
93	(一財)新潟県環境分析センター	新潟県新潟市江南区祖父興野 53-1	025-284-6500
112	株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩 5-18-6	(北関東支所) 0276-74-9011
133	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境 2058-3	026-263-2010
146	環境未来株式会社	長野県松本市本庄 1-1-13	(分析センター) 0263-99-1811
150	株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢 2-26-14	03-5914-4431

群馬県健康福祉部食品安全局 衛生食品課 027-226-2446

登録検査機関については、随時登録機関が追加されますので、最新の情報は、厚生労働省のホームページでご確認ください。